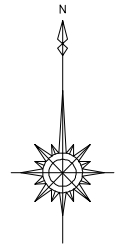


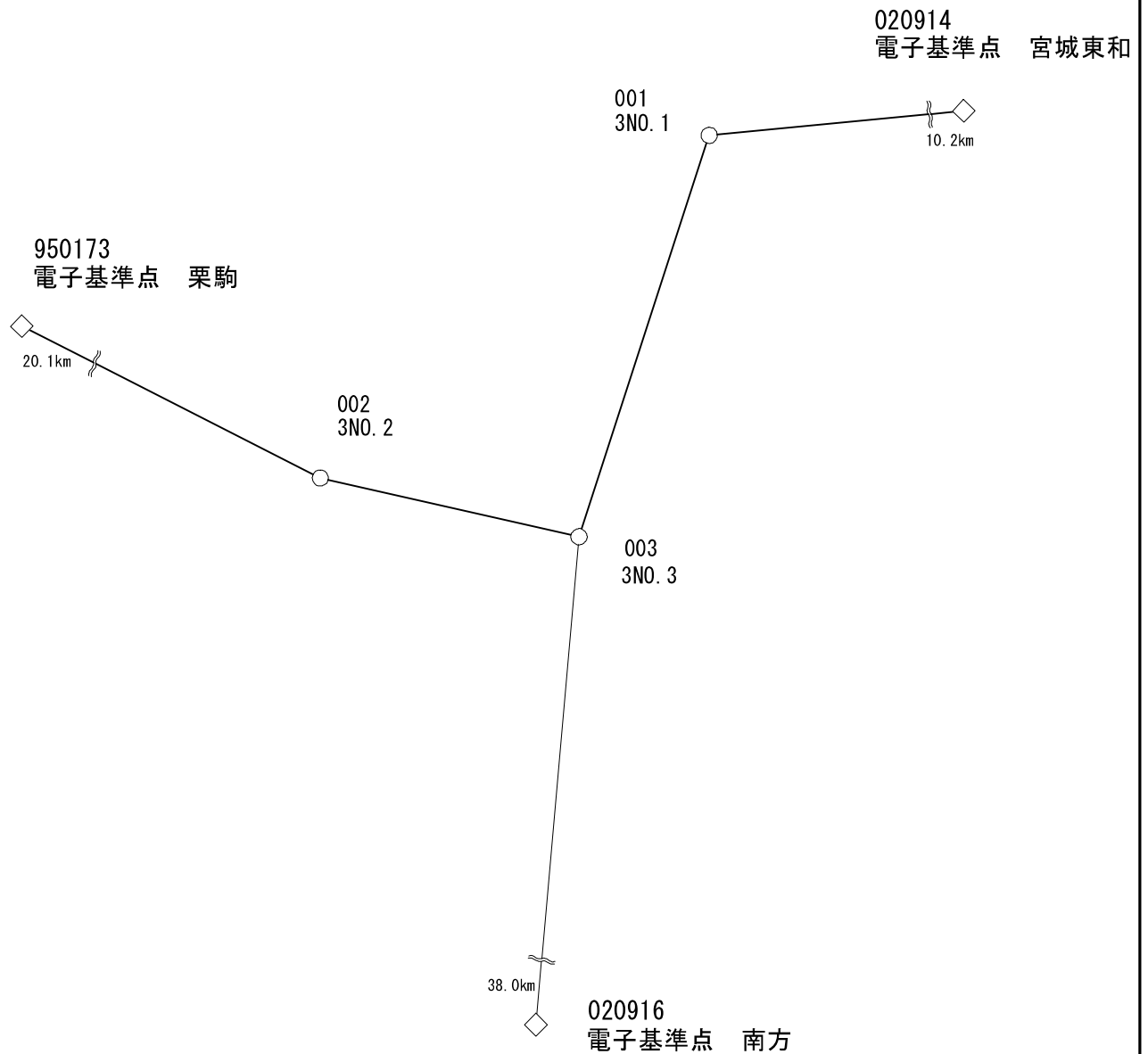
令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

3級基準点測量 平均図



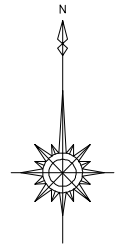
縮尺 A4:1/5,000
世界測地系
(測地成果2024)



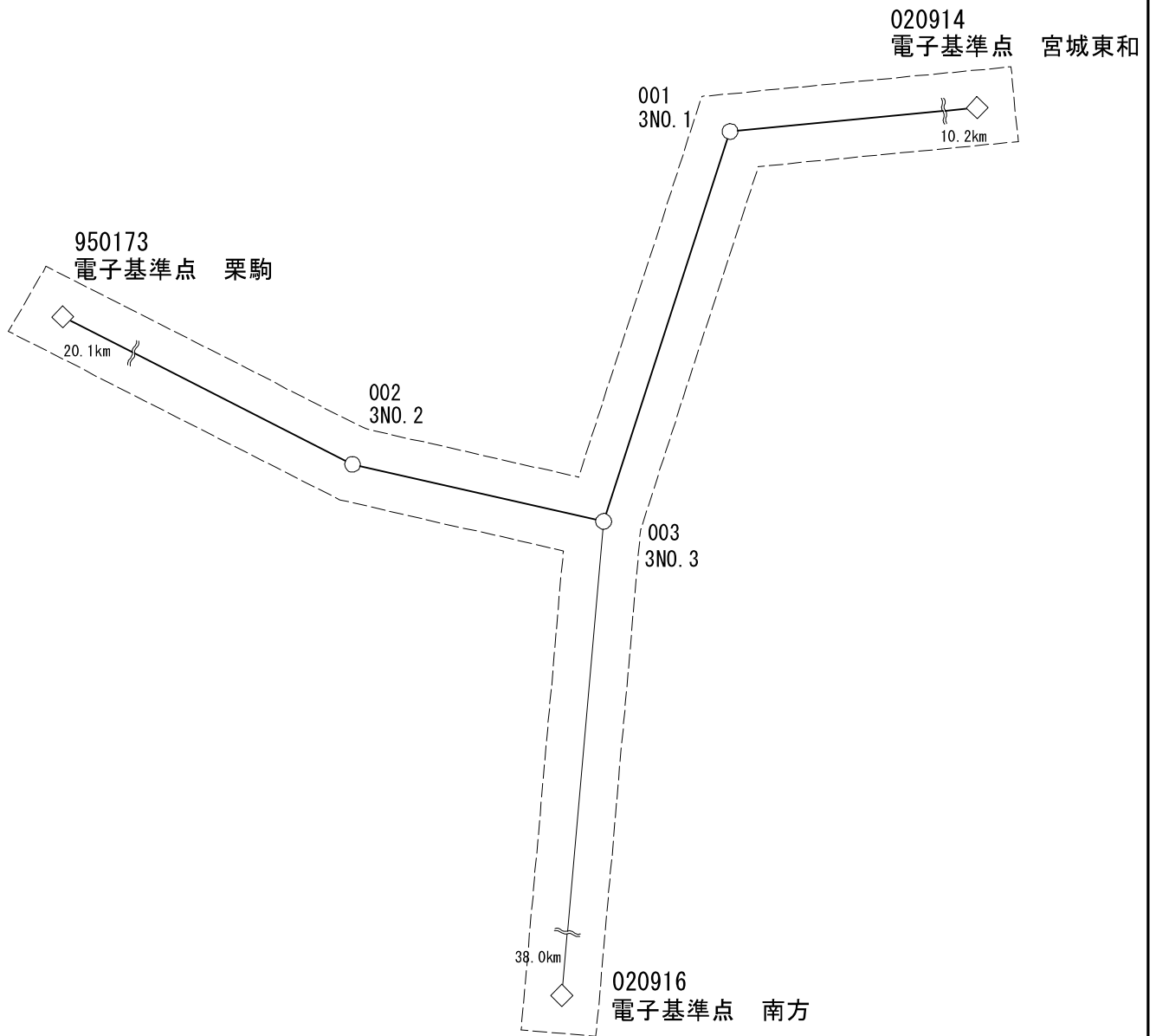
令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

3級基準点測量 観測図



縮尺 A4:1/5,000
世界測地系
(測地成果2024)

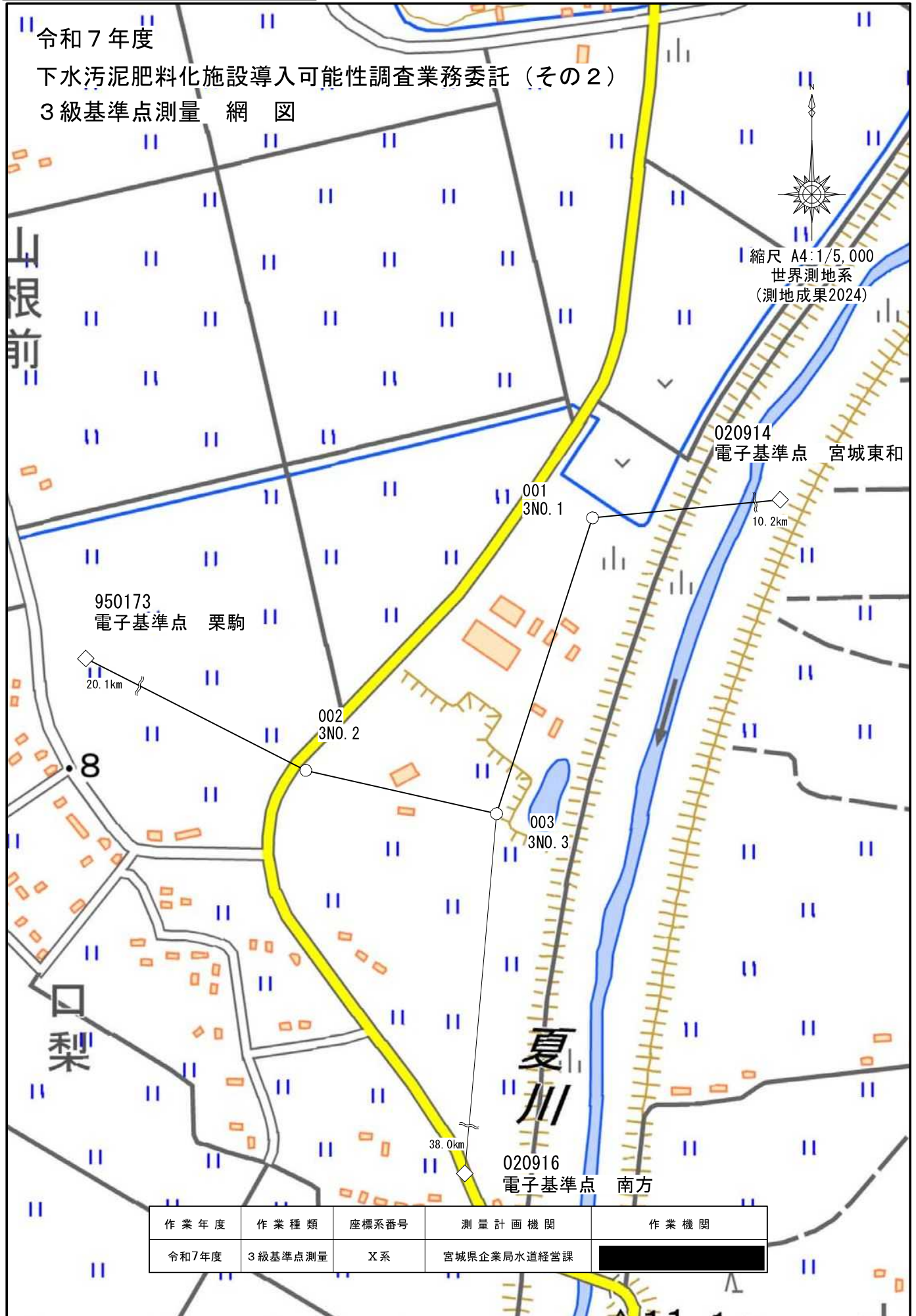


3級基準点測量・4級基準点測量

令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

3級基準点測量 網 図



作業年度	作業種類	座標系番号	測量計画機関	作業機関
令和7年度	3級基準点測量	X系	宮城県企業局水道経営課	

基準点成果表

(AREA = 10)

3級基準点 3NO.1

B	38° 44'	5.4388"	X	-140 382.636
L	141° 12'	2.8510"	Y	31 946.936
N	0° 13'	47.74"	H	8.869 (標高基準)

柱石長
縮尺係数 0.999913

視準点の名称		平均方向角		距離		備考
		, "		m		
埋標形式	地上	地下	屋上	標識番号	プラ杭	

GNSS測量 電子基準点のみを既知点とした基準点
 セミ・ダイナミック補正あり

(計画機関名：宮城県企業局水道経営課)

基準点成果表

(AREA = 10)

3級基準点 3NO.2

B	38° 43' 56.8615"	X	-140 648.311 ^m
L	141° 11' 50.3237"	Y	31 645.451
N	0° 13' 39.86"	H	7.631 ^m (直接水準による)
		柱石長	
		縮尺係数	0.999912

視準点の名称		平均方向角		距離		備考
				m		
埋標形式	地上	地下	屋上	標識番号	プラ杭	

GNSS測量 電子基準点のみを既知点とした基準点
 セミ・ダイナミック補正あり

(計画機関名：宮城県企業局水道経営課)

基準点成果表

(AREA = 10)

3級基準点 3NO.3

B	38° 43' 55.3581"	X	-140 693.867
L	141° 11' 58.6195"	Y	31 845.988
N	0° 13' 45.04"	H	8.988 (直接水準による)
		柱石長	
		縮尺係数	0.999912

視準点の名称		平均方向角		距離		備考
埋標形式	地上	地下	屋上	標識番号	ブラ杭	

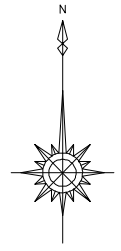
GNSS測量 電子基準点のみを既知点とした基準点
 セミ・ダイナミック補正あり

(計画機関名：宮城県企業局水道経営課)

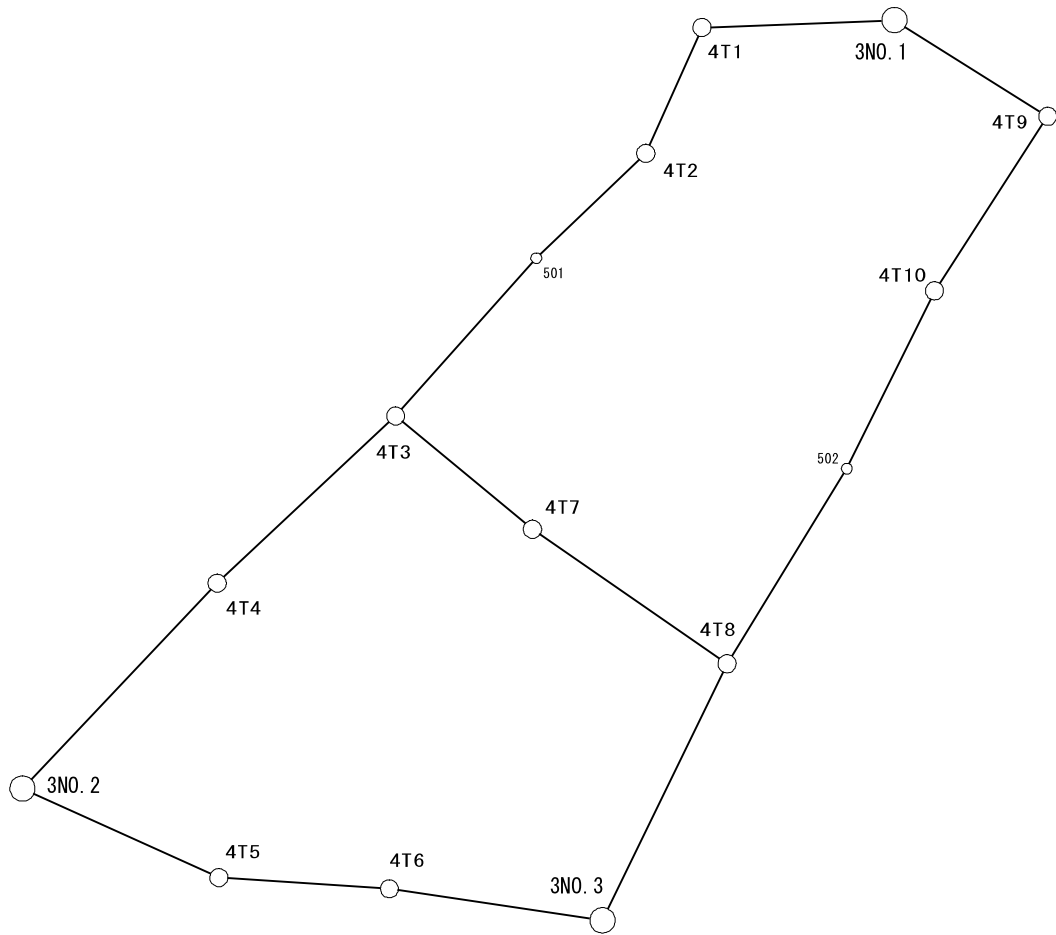
令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

4級基準点測量 平均図



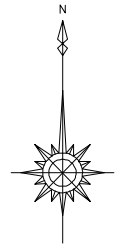
縮尺 A4:1/2,500
世界測地系
(測地成果2024)



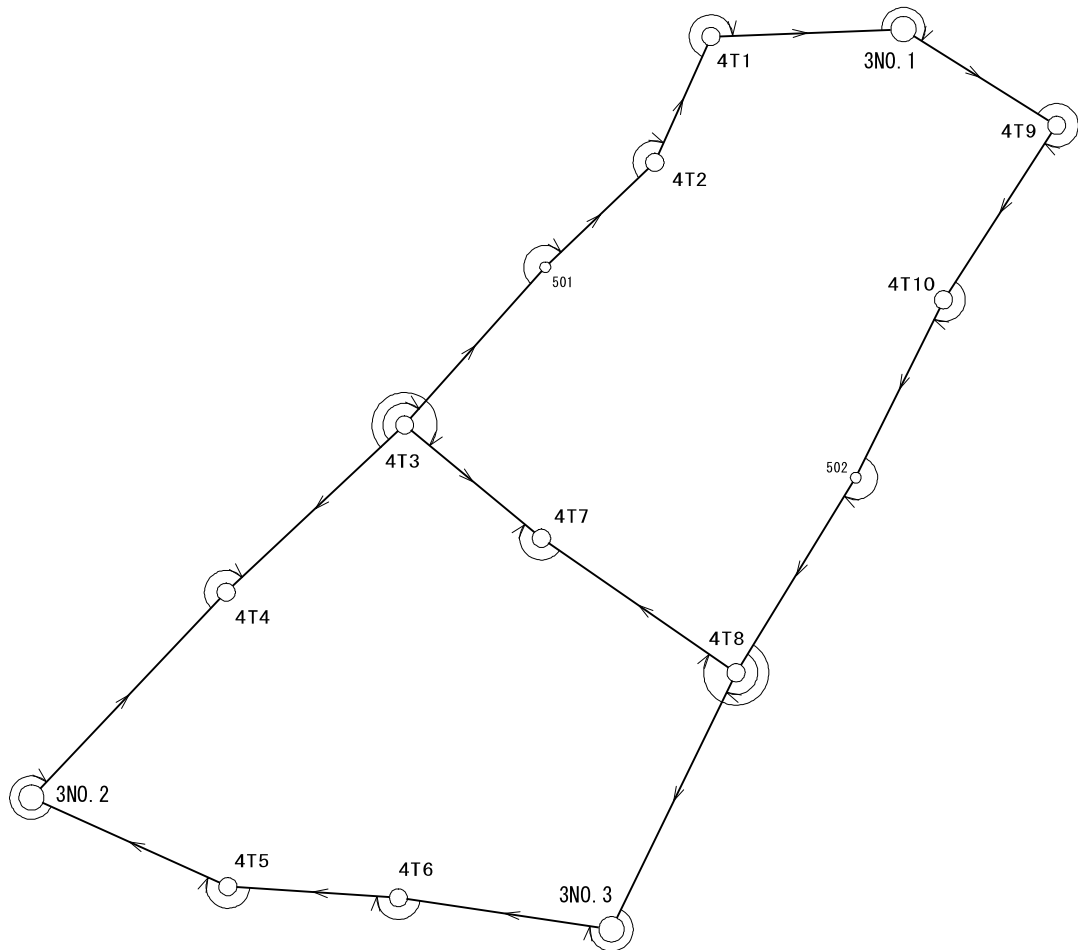
令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

4級基準点測量 観測図



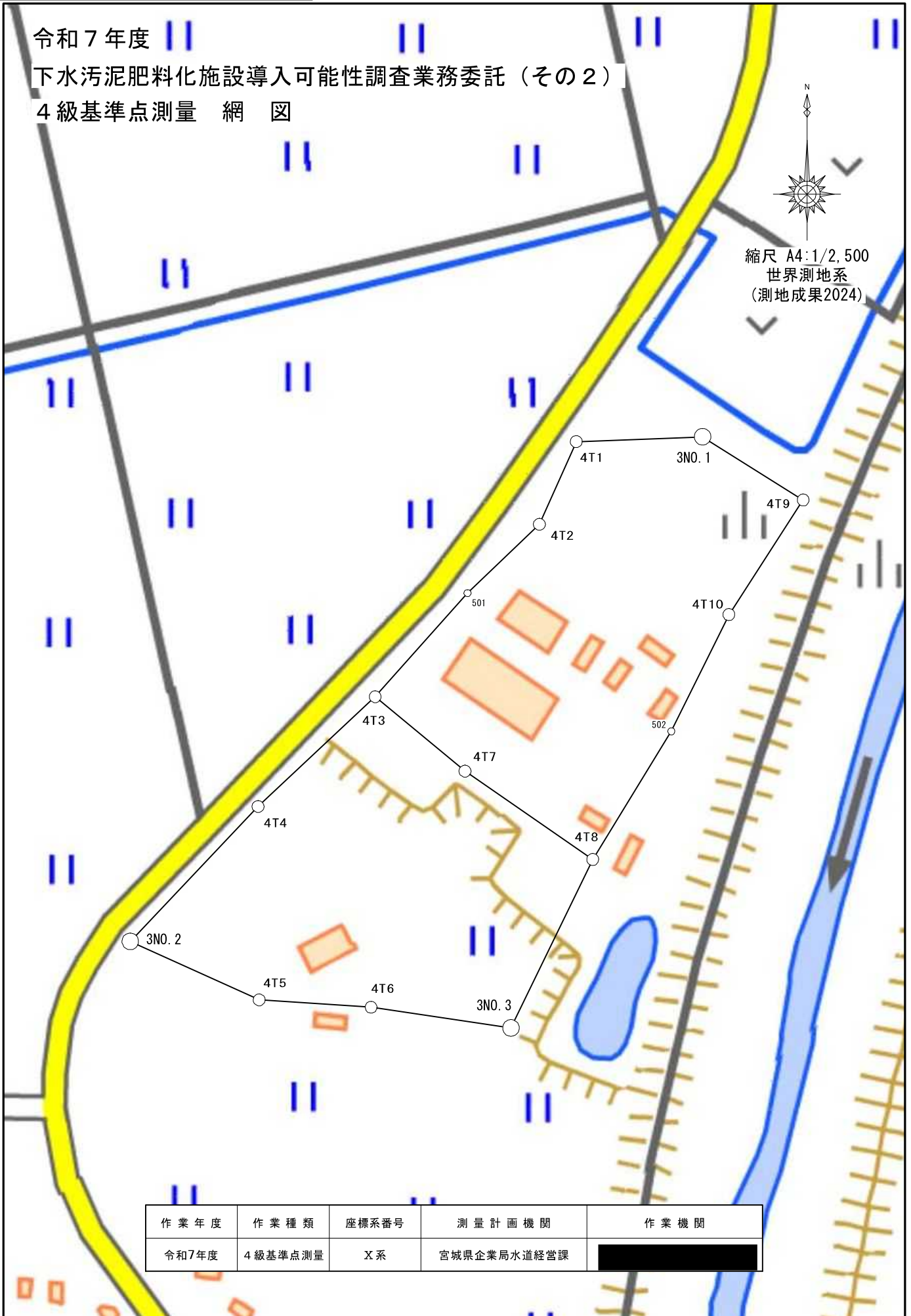
縮尺 A4:1/2,500
世界測地系
(測地成果2024)



令和7年度

下水汚泥肥料化施設導入可能性調査業務委託（その2）

4級基準点測量 網 図



作業年度	作業種類	座標系番号	測量計画機関	作業機関
令和7年度	4級基準点測量	X系	宮城県企業局水道経営課	██████████

基準点成果表

(座標系 10)

401 (4T1)

	° ' "		m	
B	38 44	5.3650	X	-140 385.178
L	141 12	0.0947	Y	31 880.381
N	-0 13	46.0	H	8.985(直接水準)
			柱石長	
			縮尺係数	0.999913

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
301 (3N0.1)	° ' " 87 48 47.2	m 66.610	
402 (4T2)	204 4 11.6	47.675	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

402 (4T2)

	° ' "		m	
B	38 44 3.9559			X -140 428.703
L	141 11 59.2825			Y 31 860.938
N	-0 13 45.5			H 9.072 (直接水準)
				柱石長
				縮尺係数 0.999912

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
401 (4T1)	° ' " 24 4 11.6	m 47.675	
501 (501)	226 14 7.6	52.386	
埋標形式	地上	地下	屋上
			標識番号
			標石金属標

基準点成果表

(座標系 10) //

404 (4T4)

	° ' "		m	
B	38 43 59.1563 //	X	-140 577.285 //	
L	141 11 53.1226 //	Y	31 712.765 //	
N	-0 13 41.6 //	H	9.092 (直接水準) //	
		柱石長		
		縮尺係数	0.999912 //	

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
403 (4T3)	° ' " 46 52 47.5 //	m 84.531 //	
303 (3NO.2)	223 27 46.1 //	97.865 //	
埋標形式	地上	地下	屋上
			標識番号
			標石金属標

基準点成果表

(座標系 10) //

405 (4T5)

	° ' "		m	
B	38 43 55.8543 //			X -140 679.096 //
L	141 11 53.1308 //			Y 31 713.368 //
N	-0 13 41.6 //			H 8.997 (直接水準) //
				柱石長
				縮尺係数 0.999912 //

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
406 (4T6)	° ' " 93 45 10.6 //	m 59.072 //	
303 (3N0.2)	294 22 59.4 //	74.575 //	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

406 (4T6)

	° ' "		m	
B	38 43 55.7213	X	-140 682.962	
L	141 11 55.5706	Y	31 772.308	
N	-0 13 43.1	H	8.935 (直接水準)	
		柱石長		
		縮尺係数	0.999912	

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
302 (3N0.3)	° ' " 98 25 8.9	m 74.489	
405 (4T5)	273 45 10.6	59.072	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番号	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

407 (4T7)

	° ' "		m	
B	38 43 59.7461			X -140 558.664
L	141 11 57.6392			Y 31 821.771
N	-0 13 44.4			H 8.995 (直接水準)
				柱石長
				縮尺係数 0.999912

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
408 (4T8)	° ' "	m	
	124 38 2.0	81.798	
403 (4T3)	309 36 39.5	61.416	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番号	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

408 (4T8)

	° ' "			m
B	38 43 58.2298	X	-140 605.149	
L	141 12 0.4180	Y	31 889.068	
N	-0 13 46.2	H	8.958(直接水準)	
		柱石長		
		縮尺係数	0.999913	

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
502 (502)	° ' "	m	
	31 33 20.9	79.098	
302 (3N0.3)	205 54 2.1	98.633	
407 (4T7)	304 38 2.0	81.798	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

409 (4T9)

	° ' "			m
B	38 44	4.3529	X	-140 415.905
L	141 12	5.0393	Y	31 999.918
N	-0 13	49.1	H	8.954(直接水準)
			柱石長	
			縮尺係数	0.999913

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
410 (4T10)	° ' "	m	
	212 58 9.4	71.919	
301 (3N0.1)	302 7 34.4	62.567	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識 番号	標石 金属標

基準点成果表

(座標系 10) //

410 (4T10)

	° , ″		m	
B	38 44 2.4013 //			X -140 476.237 //
L	141 12 3.4088 //			Y 31 960.784 //
N	-0 13 48.1 //			H 8.839(直接水準) //
				柱石長
				縮尺係数 0.999913 //

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
409 (4T9)	° , ″ 32 58 9.4 //	m 71.919 //	
502 (502)	206 14 29.3 //	68.590 //	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番号	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10)

501 (501)

	° ' "		m	
B	38 44 2.7858			X -140 464.935
L	141 11 57.7101			Y 31 823.109
N	-0 13 44.5			H 9.053 (直接水準)
				柱石長
				縮尺係数 0.999912

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
402 (4T2)	° ' "	m	
	46 14 7.6	52.386	
403 (4T3)	221 42 50.2	73.118	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識番号	標石金属標

基準点成果表

(座標系 10) //

502 (502)

	° ' "		m	
B	38 44	0.4102 //	X	-140 537.753 //
L	141 12	2.1430 //	Y	31 930.459 //
N	-0 13 47.3 //		H	8.790 (直接水準) //
			柱石長	
			縮尺係数	0.999913 //

視準点の名称	平均方向角	距離	備考
410 (4T10)	° ' "	m	
	26 14 29.3 //	68.590 //	
408 (4T8)	211 33 20.9 //	79.098 //	
埋標形式	地上	地下	屋上
		標識 番号	標石 金属標

【別紙 1 4】 要求水準適合確認票

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

様式第8号

要求水準適合確認表

【記載要領】

- ・要求水準書に記載の事項について、遵守されている場合、適否の欄にて「適」に○を記載すること。
- ・要求水準書の内容の確認を求める項目は、確認したことをもって、「適」と記載すること。
- ・適否の判定は、要求水準書に係る質問・回答書及び資格審査以外に関する質問・回答書の内容も理解した上で、記載すること。
- ・性能要件を満足していることを具体的に確認できる、技術資料等における参照箇所を明記すること。
- ・要求水準を満たす範囲内において、代替提案を行う場合は、適否の欄にて「適」に○を記載した上で、代替案の概要の欄に内容を記載すること。

2 事業概要

No.	区分	種別	細目	頁	要件	適否	参照箇所	代替案の概要
1	2-4 事業期間	(1) 設計・工事期間		4	契約締結の日の翌日から令和12年3月31日までとする。	適・否		
2		(2) 維持管理・運営期間		4	令和12年4月1日から令和32年3月31日までの20年間とする。	適・否		
3	2-5 整備・運営方針			5	本施設の整備・運営に際しては、事業者が施設を設計・工事し、本施設の維持管理・運営及び肥料の有効利用を一貫して行う趣旨に鑑み、事業者の責任と判断により、要求水準書及び技術資料に基づく性能水準を確保し、公共性を認識し、適切な管理体制のもと遂行するものとする。 また、事業者は既存の関連施設の状況を踏まえた情報発信、地域貢献に取り組み、本事業に当たるものとする。	適・否		

3 基本条件

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
4	3-1 事業実施場所及 び建設用地	(2) 建設用地		6	本事業の建設可能用地を図3-2に示す。事業者は、この中に本施設を建設する事業用地の範囲を定め、本事業期間において管理保全に努めること。なお、建設可能用地以外に事業用地を提案する場合は、県との協議により決定すること。	適・否		
5	3-5 処理汚泥量と施設 能力	(2) 施設能力		12	本施設の処理能力は、将来発生汚泥量の減少を考慮し、事業期間の中間年次(10年目)の日最大汚泥量55.19t/日を基本とする。 なお、施設能力の設定に当たっては、事業者は「別紙5 年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量が全量受入れ可能な施設計画を提案すること。	適・否		
6	3-6 施設配置		(1)	13	汚泥の流れ及び肥料の搬出ルートを考慮し主要施設、設備を配置すること。	適・否		
7			(2)	13	各施設の配置は、全体の機能を十分考慮のうえ、効率よく配置すること。	適・否		
8			(3)	13	日常点検やメンテナンスに支障のないよう十分なスペースを確保すること。さらに維持管理作業等の動線、保安、緊急通路等についても、合理的な配置計画とすること。	適・否		
9			(4)	13	本施設の維持管理・運営等を行うための管理棟を事業者にて設けること。	適・否		
10			(5)	13	事業者は、図3-7に示す通り、既存管理棟1Fのうち、赤枠エリアを休憩スペースとして利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。なお、原子力災害時においては、東部下水道事務所の執務室として機能することから、事業者は優先的に使用できない場合がある。	適・否		
11			(6)	13	事業者は、図3-8に示す通り、既存管理棟2Fのうち、赤枠の会議室については、施設見学者対応等に利用できるものとするが、利用に当たって、別途県及び浄化センター維持管理者と協議すること。	適・否		
12	3-8 参画市町との関係	(4) 連絡会議		19	事業者は、連絡会議での協議、調整、報告事項に関して、基礎資料の提供や県の資料作成に協力すること。また、連絡会議には、必要に応じて県及び参画市町以外の者も出席することができるため、県が事業者の出席を求めた場合、事業者はこれに協力すること。	適・否		
13	3-9 関係法令等			20	本事業の実施に当たっては、関係する法令、規則、規格、基準等(最新版に準拠)を遵守すること。 なお、遵守すべき関係法令等は、「別紙6 関係法令等」に示す。	適・否		
14	3-10 基準、指針、仕様 書等			20	本事業の実施に当たっては、各工事に関連して公表されている基準及び仕様書等に準拠すること。基準及び仕様書等は、最新のものを使用すること。なお、準拠すべき基準及び仕様書等は「別紙7 基準、指針、仕様書等」に示す。	適・否		
15	3-11 環境への配慮	(1) 騒音に係る 規制基準		20	騒音に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界においての基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-4で基準値となる「現状騒音」については、事業者が試運転開始までに、通年の発生音を時間帯毎に測定(月1回以上、年12回以上)し、測定結果の平均値を基本に、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した騒音測定結果を表3-5に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、県と協議して決定すること。	適・否		
16		(2) 振動に係る 規制基準		21	振動に係る環境基準は、石越浄化センターの敷地境界において表3-6の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。	適・否		
17		(3) 悪臭に係る 規制基準		21	悪臭に係る環境基準は、周辺地域の生活環境が本事業の着手前より悪化することがないよう、表3-7の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準ずること。 表3-7で基準値となる「現状の臭気指数」については、事業者が試運転開始までに、通年の臭気を測定(月1回以上、年12回以上)し、月毎の基準値設定について、県と協議して決定すること。なお、県が令和7年度に実施した臭気測定結果を表3-8及び「別紙8 臭気測定結果」に示すので、検討の参考とすること。 また、測定箇所については、敷地境界については、本施設と周辺住居を結んだ線と、敷地境界線の交点(3箇所以上)を基本に、また、排出口については、脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備入口などの臭気排出口を基本に、それぞれ県と協議して決定すること。	適・否		
18		(4) 污水排水基 準		23	污水排水基準は、表3-10の基準値を満足すること。	適・否		
19		(5) その他		25	事業者は、ばい煙や粉じん等の前述した項目以外の環境汚染物質が発生する施設を整備する場合は、大気汚染防止法及び県の公害防止条例に基づく基準を満足し、届出等の手続きを実施すること。	適・否		

3 基本条件

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要		
20	3-12 本施設への性能要件	(1) 本施設の稼働日数		25	事業者は、「別紙5 年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量を全量受け入れることを基本に、経済的な稼働日数を提案すること。	適・否				
21			(2) 機能性に関する要件		25	事業者は、汚泥肥料化に関する機能面や脱水汚泥受入及び施設管理に関する機能面を検討の上、分棟とするか、合棟とするか提案すること。	適・否			
22					25	日常的な維持管理動線として、人の通行に支障がない計画とすること。	適・否			
23					25	建物内の動線計画としては、施工時、日常的な維持管理、保守点検時(機器搬出入動線)等を区分し、効率的な計画とすること。	適・否			
24					25	建物内への見学者等の来場を想定し、サイン表示を活用する等により、簡易に目的とする場所へ移動できるよう配慮すること。	適・否			
25					25	機械及び電気設備と構造体(土木・建築)が一体となって、施設全体の性能を発揮するよう留意すること。	適・否			
26					25	維持管理の作業性、経済性を十分に考慮すること。	適・否			
27					25	各機器の配置は、メンテナンススペースを確保した計画とすること。	適・否			
28					25	各室の用途、使用形態等を十分に把握してそれぞれを機能的に配置すること。	適・否			
29				(3) 環境保全に関する要件		25	事業者は、エネルギー使用量の削減によって、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、その削減量(削減策を実施しなかった場合の想定値と実施した場合の実績値の差)について公表すること。なお、削減量の単位は、t-CO ₂ /年を想定している。	適・否		
30						25	環境負荷低減のために、以下の内容に留意した計画とすること。 >リサイクル建設資材の活用や建設時に発生する廃棄物の有効利用を図ること。 >高効率の設備機器を採用するなど、省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の軽減を図ること。 >維持管理の容易な構造、素材等の導入、高断熱性能や高气密性の空調及び換気方式の工夫等によりエネルギー消費を抑制しライフサイクルコストの縮減を図ること。	適・否		
31			(4) 耐震性に関する要件		25	本施設は、建築基準法をはじめ、関係法令等を遵守すること。	適・否			
32					26	本施設(建築構造及び土木構造)の耐震設計は、建築基準法の規定に加えて、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。	適・否			
33					26	本施設は、官庁施設の総合耐震計画基準の考え方を適用し、地震災害及びその二次災害に対して、必要な耐震性能を確保すること。	適・否			
34					26	本施設の建築構造部が満足すべき耐震安全性の目標値は、官庁施設の総合耐震計画基準によるものとし、構造体がⅡ類(重要度係数1.25)、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とすること。	適・否			
35					26	保持すべき耐震性能は、本施設の土木構造物においては、レベル1地震動に対して本施設本来の機能を確保するとともに、レベル2地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とするものとする。	適・否			
36					26	機械・電気設備並びに建築機械・建築電気設備の耐震設計に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。また、施設の特性や規模並びに類似施設の被害事例を考慮し、関連する土木構造物及び建築構造物の耐震性能と整合を図ること。	適・否			
37					26	管路施設等の埋設構造物については、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。	適・否			

3 基本条件

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
38	3-12 本施設への性能要件	(5) 臭気対策に関する要件		26	事業者は、通常運転時、起動時、停止時、脱水汚泥や肥料搬出時、肥料運搬時に渡り、本施設から発生する臭気の漏洩を防止すること。	適・否		
39				26	本施設(前処理、発酵施設等)の脱水汚泥搬入口は二重シャッターとし、臭気の外部への流出を防止すること。また、臭気の発生源を收容する部屋には前室を設け、出入り時の臭気漏洩を防止すること。	適・否		
40				26	本施設(前処理、発酵施設等)内は常時負圧の状態にできる脱臭設備を設置し、臭気が外部へ出ない建物構造とすること。また、建屋内を脱臭する場合は建屋内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止すること。	適・否		
41				26	事業者は、本施設からの臭気漏洩を防止するため、十分に必要な気密性や換気機能を有することに加え、本施設内が常時負圧状態であることを確認するため、負圧確保に必要な換気設備などに要するエネルギー消費量を管理し、その結果を県に報告すること。なお、エネルギー消費量については、その削減に努めること。	適・否		
42				26	簡易臭気測定器によるリアルタイム測定を常時実施し、その結果を表示板等で表示するほか、ホームページ等で公表し住民が確認できるようにすること。なお、簡易臭気測定器の仕様や臭気測定方法について、事前に県の確認を得ること。	適・否		
43				26	計量法に基づく臭気測定を年1回実施し、県に報告するとともにホームページ等で公表すること。	適・否		
44				26	臭気の測定箇所は、敷地境界(3箇所)及び排出口(脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備出口、汚泥搬入口など)とし、詳細は、県と事業者の協議により決定すること。	適・否		
45				27	事業者は、臭気に対する周辺住民から苦情があった場合は、要求水準書等に示す基準を満足している場合であっても、原因究明や具体的な対策の検討・実施など、真摯に対応すること。	適・否		
46			(6) 汚水排水に関する要件			27	事業者は、排水箇所に濁度計又はUV計及び流量計を設置するほか、年4回以上(四半期毎に1回以上)水質分析を行い、浄化センター維持管理者に報告すること。	適・否
47	(7) 肥料化物の品質基準			27	肥料化物の品質基準は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく菌体りん酸肥料として公定規格を満たすものとし、表3-11に示すとおり、肥料中のりん酸含有量及び重金属含有量について基準を満足すること。 事業者は、「汚泥肥料中の重金属管理手引書(平成27年3月農林水産省)」を参考に、肥料中の重金属含有量とりん酸含有割合について自主管理値を設定し、年4回以上(四半期毎に1回以上)の成分分析を実施すること。 また、肥料中の亜鉛・銅含有量については、肥料利用者において土壌への蓄積基準等を守る必要性があることから、事業者は、品質保証の観点から自主管理値(含有量許容値)を設定し、年4回以上(四半期ごとに1回以上とする)の成分分析を実施すること。 また、肥料中の銅・亜鉛含有量については、肥料利用者において土壌への蓄積基準等を守る必要性があることから、事業者は、品質保証の観点から自主管理値(含有量許容値)を設定し、年4回以上(四半期毎に1回以上)の成分分析を実施すること。 また、下水汚泥の発酵により肥料化物を製造する場合、完熟度の高い製品にするなど、臭気が少なく、良好な品質を保つため、事業者は完熟度を定量的に管理すること。 県では、完熟度の定量的管理のため、肥料化物の日当たりの二酸化炭素発生量(mgC/g/日)を一定期間測定し、二酸化炭素発生速度を測定した上で肥料化物1gあたりの二酸化炭素量が2mg以下の場合、完熟であると判断しているが、事業者はこれに類する管理方法(温度、水分含有率、酸化還元電位などの試験条件を含む。)及び自主管理値を提案し、年4回以上(四半期毎に1回以上)の分析調査を実施すること。 なお、事業者提案の肥料化手法が発酵(堆肥化)以外の場合は、肥料完熟度に類する定量的な管理方法(肥料の性状やにおいて一定程度相関があると評価されるもの)及び自主管理値について、提案し県と協議すること。 事業者は、これらの自主管理値及び成分分析の結果について、ホームページ等で公表すること。	適・否		
48	(8) 副資材の利用			28	(任意) 副資材を用いる場合は、配合計画書等において、副資材の種類、目的、産地、製造工程由来副産物の場合は製造工程及び原料、配合割合等を明示し、予め県の承諾を得ること。	適・否		
49	(9) 規格外の肥料等の抑制			28	事業者は肥料製造工程において排出する規格外の肥料等の発生を極力抑制する施設を建設すること。	適・否		

3 基本条件

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
50	3-13 モニタリングの実施	(1) 実施状況の承認・確認		28	県は、事業者が本事業を確実に実施し、その内容が要求水準書及び技術資料に示した内容に適合しているか、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。事業者は、県が要求する項目について報告を行い、要求水準書及び技術資料に示した内容に適合しているかについて県の承認・確認を受けること。要求水準書及び技術資料に示した内容に適合していないと県が判断した場合、県は事業者には是正を求めることができる。事業者は自らの費用負担により、これに応じること。	適・否			
51			(2) 承認・確認の時期・内容	1) 設計段階	28	事業者は、設計内容について、定期的に県と協議を行うとともに、要求水準書及び技術資料に示した内容に適合しているか県の承認を受けること。適合していない場合には県は事業者には是正を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、これに応じること。	適・否		
52			2) 工事段階	①	29	事業者は、定期的に施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、要求水準書及び技術資料に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合しているか県による確認を受けること。適合していないと認められる場合には県は事業者には是正を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、これに応じること。	適・否		
53				②	29	事業者は、本施設の引渡し前に完成図書等を提出し、県の検査による承認を受けること。事業者は、本施設が要求水準書及び技術資料に示した内容、及び設計図書で定めた仕様や性能に適合しているか試験運転を実施した上で県による確認を受けること。適合していないと認められる場合には県は事業者には是正を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、これに応じること。	適・否		
54				③	29	事業者は、工事期間内に県の確認を受けた上で施設の引渡しを行うこと。	適・否		
55			3) 維持管理・運営段階	①	29	事業者は、運転管理業務において各種基準値等を満足するとともに、提案書類に記載した実施項目等が適切に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を県に報告すること。	適・否		
56				②	29	セルフモニタリングに当たって、要求水準書や技術資料示す各種基準値等を満足しているかどうかの確認は、原則、年4回以上(四半期毎に1回以上)の測定、分析、計測等により行うこと。また、騒音、臭気については事業者による常時測定(簡易測定)を実施し、各種基準値等を満足しないことが判明した場合は速やかに県に報告すること。	適・否		
57				④	29	事業者は、維持管理・運営状況等が要求水準書及び技術資料に示した内容等に適合しているか県によるモニタリングを受けること。なお、事業者は運転データ等の開示を含め、県のモニタリングに協力すること。	適・否		
58				⑤	29	県は、モニタリングの結果、適合していないと認められる場合、事業者には是正を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、これに応じること。	適・否		

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
59	4-1 設計に関する要求水準	(1) 業務画書の提出		30	事業者は、設計や事前調査着手前に、業務を進めるために必要な手順や手続き等についての業務計画書を県に提出し、承認を受けること。	適・否		
60		(2) 事前調査		30	事業者は、本施設の設計に当たり、事前に必要な調査を実施すること。			
61				30	各種事前調査は、事業者の責任と負担において行うこと。	適・否		
62		(3) 設計・施工時のユーティリティ		30	本施設の設計・施工時に必要となるユーティリティについては、事業者が自ら確保すること。なお、確保及び使用に要する費用は事業者の負担とすること。	適・否		
63		(4) 諸手続き等	1) 許認可・申請等	30	事業者は、関係法令に基づき、設計・施工する上で必要となる許認可・申請等（工事着工のための監督官庁の許認可申請、契約後に工事に着工するために必要な建築物に係る計画通知及び工事の変更による変更申請等）の届出及び申請を行うこと。なお、届出及び申請については、事業者の責任と負担において行うこと。	適・否		
64				31	県が行う申請、報告、届出等の資料作成に対し協力を行うこと。なお、協力に係る費用は、事業者が負担すること。	適・否		
65		2) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録		31	事業者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム(一般財団法人日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、県の確認を受けた後、受領書の写しを県に提出すること。	適・否		
66	(6) 完成図書		31	事業者は、設計及び施工に係る完成図書について、「別紙9 完成図書」に示す提出書類を作成し、県の承認・確認を受けること。なお、提出部数、体裁に関しては、県と協議の上、決定すること。	適・否			
67	4-2 工事に関する要求水準	(1) 工事の開始		31	事業者は、設計図書及び必要な施工図等について県の承認を得た後、本施設の設備製作及び施工等を行うこと。	適・否		
68		(2) 責任施工		31	本施設の処理能力及び性能は、事業者の全責任において確保すること。	適・否		
69			31	事業者は、要求水準書等に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。	適・否			
70		(3) 施工計画書の提出		31	事業者は、工事着手前に本施設を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を県に提出し、承認を受けること。	適・否		
71			31	事業者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたること。	適・否			
72		(4) 作業日及び作業時間		32	本工事は、原則、週休2日の確保を目指すこととし、これに係る費用は事業者の負担とする。ただし、工程上やむを得ない場合を除く。	適・否		
73			32	作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の間とすること。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発生恐れのない少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事前に県へ作業日・作業時間を報告し、承認を受けること。	適・否			
74	(5) 材料及び機器		32	使用材料及び機器は、仮設を除いてそれぞれの用途に応じて各種規格を満足する新品を使用すること。	適・否			
75	(6) 施工に係る県内企業の活用		33	事業者は、本施設の施工に際して、県内企業が対応可能な工事については、県内企業の活用に努めること。	適・否			
76		33	事業者は、県内企業への発注内容を確認できるよう、帳票類等の管理を行うこと。	適・否				
77	(7) 予算の執行		33	県は、本施設の設計・工事に当たり、国庫補助事業を活用することとしている。このため、事業者は、事業費の精算や国庫補助金の請求等に必要となる出来高検査等の各種検査の実施や、繰越等の予算執行に係る諸手続きに必要な各種調書等の作成等に協力すること。	適・否			
78	4-3 施工管理	(1) 仮設計画		33	事業者は、事業用地内に仮設物を設ける場合は、事前に仮設物設置計画書を提出し、県の承認を受けること。	適・否		
79			33	仮設事務所の広さ、配置については県との協議によること。	適・否			
80			33	仮設事務所に必要な電気・水道・通信・ガス・冷暖房及び清掃等の維持管理費用は全て事業者の負担とすること。	適・否			
81			33	工事区域を明確にし、工事現場内への関係者以外の進入を防ぎ安全を確保するため事業用地の周囲に仮囲いを施工すること。	適・否			
82			33	工事の進捗状況を地元住民に明示する掲示板等を、県の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。	適・否			

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
83	4-3 施工管理	(2) 整地		33	仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、事業者にて行うこと。	適・否		
84				33	工事用仮設物は工事完成までに撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うこと。その際の残土処分については事業者の責任により適正に行うこと。	適・否		
85			(4) 安全衛生管理		34	事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。	適・否	
86		(5) 災害の防止		34	事業者は、工事期間中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。	適・否		
87				34	事業者は、工事期間における火災、水害、その他の全ての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。	適・否		
88				34	事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出勤させることが可能な体制を常に整えておくこと。	適・否		
89			(6) 警備・保安		34	事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。	適・否	
90		(7) 公害防止・環境保全		34	工事中発生する粉じん、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関係法令、要求水準に記載の要件を遵守するとともに、県の指示に従い、十分防止するように努めること。	適・否		
91				34	工事機械は低騒音及び低振動の機材を積極的に使用し、建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正：平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に準じること。	適・否		
92				34	工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下並びに地下水位低下等の公害を防止する工法を採用すること。	適・否		
93				35	工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、交通誘導員を配置すること。	適・否		
94				35	工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄に関わる設備を設けること。	適・否		
95		(8) 地中障害物		35	事業予定地において予見できない地中障害物が発見された場合には、その時点で県と協議を行い、適宜対応策を検討すること。地中障害物については、「別紙2 敷地内埋設物」を参照のこと。	適・否		
96		(9) 電波障害発生の防止		35	建屋の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、発生を防止すること。	適・否		
97		(10) 建設廃棄物の取り扱い		35	本施設の工事に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分すること。	適・否		
98	(11) 建設副産物の再生資源化等		35	建設発生土は極力場内で再利用し、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。	適・否			
99			35	場外に搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。	適・否			
100			35	再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	適・否			
101	(12) 復旧等		35	事業者は、一般道及び施工範囲内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努めること。	適・否			
102			35	損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに県に報告し、対応を行うとともに県に復旧計画書を提出すること。	適・否			
103			35	復旧計画書の承認を得た上で、事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。	適・否			
104	(13) 保険		36	事業者は、本施設の施工に際しては、火災保険又は工事保険(これに準ずるものを含む。)等)に加入すること。	適・否			
105	(14) 建築工事監理		36	建築部分の工事監理は、設計を行った者以外の者が行うこと。	適・否			
106	(15) 現場環境改善		36	事業者は、工事現場の環境改善を図るため、表4-1に記載のうち、項目毎に1内容以上、計5内容以上を事業者の負担で実施すること。なお、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に明記するとともに、工事完成時において現場環境改善の実施状況が分かる写真を県に提出すること。	適・否			

4 設計・工事にに関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
107	4-4 施設に関する要求水準	(1) 施設全般に関する要求水準	1) 本施設における材料、機器仕様等	①	37	使用する材料、機器等は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ、全て新品とすること。また、使用条件に応じた耐熱性、耐食性、耐候性、耐磨耗性の優れたものを選定すること。なお、県が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。	適・否	
108				②	37	日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗装工事規格(JPS)等の規格品とすること。	適・否	
109				③	37	適正な維持管理のもと、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上及び「別紙10 標準耐用年数表」に示される標準耐用年数以上の使用に耐えられる構造とすること。	適・否	
110				④	37	機器、部材、部品等については交換、修繕、保守等によって維持管理・運営期間における施設、設備の機能を保つことのできる構造・材質であること。	適・否	
111				⑤	37	施設については、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、所轄建築主事、所轄消防との事前協議を行い、自重、積雪荷重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他本施設の稼動中に予測される振動及び衝撃に対して下水道施設としての安全を確保すること。	適・否	
112				⑥	38	基礎良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。基礎構造は上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し決定すること。	適・否	
113				⑦	38	機械設備については「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠すること。また、電気設備についても同様に「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠した耐震設計を行うこと。	適・否	
114				2) 計測	38	事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、次の項目について計測する設備を設けること。 ①脱水汚泥量 ②受電電力量、受電効率、二次処理水使用量、汚水排水流量、上水使用量、燃料(A重油等)使用量、薬品使用量 ③排出ガス濃度(硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん)(大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に該当する場合) ④肥料製造量、肥料搬出量 ⑤その他必要と認める事項(技術評価項目に関する事項等)	適・否	
115			3) ユーティリティ等	①二次処理水	38	事業者は、二次処理水の取水・送水に必要な用水設備を設け、これを保守点検すること。なお、構造上等の理由で浄化センター維持管理者が用水設備を保守点検する場合は、その費用は事業者が負担すること。また、二次処理水の取水量上限は、500m ³ /日とし、事業者は流量計により取水量を計測すること。なお、取水箇所は、塩素混和池の流入部とし詳細は「別紙11 責任分界点」に示す。	適・否	
116				②上水	38	上水は、事業者が登米市上水配管から引き込むこと。施設へ供給できる必要な設備容量を想定し計画すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適・否	
117				③燃料	39	燃料が必要な場合、事業者が必要な設備を設置し、燃料を調達すること。燃料の貯蔵、取扱いに関しては、消防法で定められている指定数量に応じて所轄消防に設置許可申請又は届出を確実にすること。	適・否	
118				④電力	39	電力は、事業者が電気事業者より直接受電し供給すること。事業者は、電力事業者と調整した上で必要な受電設備や外構(柵や塀等で事業用地を外観的に分離するもの)、乗入れ等を構築し、電力事業者と直接契約すること。なお、これに必要な手続きや調整は、事業者の責により行い、施設整備等にかかる費用は、事業者が負担すること。	適・否	
119			4) 施設の安定運転	39	脱水汚泥の量及び性状の変動に対して安定した運転が可能であること。	適・否		
120			5) 施設の安全対策	①	39	肥料の貯留容量、設備仕様、発熱及び発酵時対策等に関して、製造される肥料の発熱及び発酵特性を十分把握したうえで適正な対策を行い、消防法等、関係法令に準拠した設備とすること。	適・否	
121	②	39		製造時、貯留時及び運搬時における発熱、発酵、粉じんによる事故等に関する対策を行うこと。	適・否			
122	③	39		災害等の緊急時は、脱水汚泥供給の遮断、温度、圧力の異常上昇防止及び可燃性ガスの排除運転を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとすること。	適・否			
123	④	39		設備を安全に運転するために必要な制御電源及び計装電源は、無停電化を行うこと。	適・否			
124	⑤	39		災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築や適宜、予備機バックアップを考慮すること。	適・否			

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
125	4-4 施設に関する要求水準	(1) 施設全般に関する要求水準	6) 事業用地内の衛生管理	39	事業用地内及び搬出入部の衛生状況を適切に保つための対策を講じること。特に、脱水汚泥、肥料のサンプリング箇所、搬出箇所周辺など、粉じん、臭気対策を十分考慮した設備とすること。	適・否			
126			7) 施設の浸水対策	40	石越浄化センターの想定浸水位はT.P.+10.0mであるため、事業者は、「別紙12 想定浸水位」を参考に本施設への適切な対策を実施すること。 対策に当たって、本施設による処理に必要な設備、電気室等の浸水から守るべき施設・機能を有する建物については、想定浸水位に対する構造確認を実施し、浸水時の浸水荷重に耐えられる構造とすること。また、受け入れた汚泥や製造された肥料が、浸水により流出するなど臭気や汚損等の周辺地域への被害が発生しないように対策を講じること。	適・否			
127		(2) 機械設備に関する要求水準	1) 脱水汚泥受入・供給設備	41	脱水汚泥は、トラック輸送により供給する。事業者は、供給された脱水汚泥を安定的に受け入れるための設備を設けること。 形式・台数は任意とするが、臭気漏洩が無いよう考慮し、「3-11環境への配慮」の悪臭規制基準を遵守すること。 また、トラックスケール等の脱水汚泥量を測定出来る装置を設けること。	適・否			
128			2) 肥料化設備(前処理発酵施設、乾燥設備等)	41	脱水汚泥を肥料化する設備であり、肥料化手法は事業者の提案とすること。基本条件である発生汚泥量と稼働率を勘案し処理できる容量とし、基本条件に示された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とすること。臭気漏洩が無いよう考慮し、「3-11環境への配慮」の悪臭に係る規制基準を遵守すること。	適・否			
129			4) 肥料化設備(製品保管、受渡施設等)	41	肥料化設備で製造した肥料を利用者へ受け渡すための搬送、貯留設備を設けること。 製造された肥料を貯留し、利用者へ受け渡すことができるスペースを確保すること。 貯留設備容量は事業者の提案とする。	適・否			
130			6) 脱臭設備	42	本施設の起動時、供用中及び停止期間の脱臭処理をするためのものである。本施設内発生臭気を処理可能な容量とすること。	適・否			
131			8) 配管・ダクト設備	42	本施設における肥料、排水、用水、上水、臭気等を輸送するためのものである。所定の肥料、排水、用水、上水、臭気等を安定的に輸送できる容量とすること。	適・否			
132			(3) 電気設備に関する要求水準	1) 受変電設備	43	本施設の動力源として、電力事業者より高圧1回線にて必要な電力を受電・変圧し、運転操作設備等へ配電を行うものである。 力率は95%以上とし、形式は任意とする。場内への引き込み後、地中埋設ルートを確認すること。	適・否		
133				2) 自家発電設備	43	(任意) 停電等による電力停止時に、施設を安全に停止するためや臭気対策に電力が必要な場合、本工事で非常用自家発電設備を設けること。 本設備は、必要な負荷容量、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。 設置場所は屋外設置形式も可とし、使用燃料及び連続運転時間は任意とする。また、自家発電使用時の騒音については、本要求水準書に定める基準を遵守すること。	適・否		
134				3) 特殊電源設備	43	(任意) 石越浄化センターから特殊電源供給は行わないものとし、事業者は、停電時に本施設の運転に必要な場合は設置すること。	適・否		
135	5) 計装設備	44		本施設における脱水汚泥量、受電電力量、受電効率、二次処理水使用量、汚水排水流量、上水使用量、肥料製造量、燃料(A重油等)使用量、消臭剤使用量等の計測を行うものである。 計装機器は、同一又は同種の目的に対し多くの種類、形式があるので施設の各工程の計測目的に合ったものを選定すること。 また、脱水汚泥量、受電電力量、上水使用量、肥料製造量を測定する計装設備は計量法による検定付きのものを使用し、計量法に基づいた管理を行うこと。	適・否				
136	(4) 土木・建築に関する要求水準	6) 監視制御設備	44	本施設の集中監視制御のために必要なデータを集約処理し、監視・帳票を行うとともに、夜間を含めた事業者への非常通報を行うものであり、石越浄化センターの既設のLANとは別のシステム構成とし、独自の監視制御設備を事業敷地内に設置するものとする。事業者が本施設の異常を常時感知するため、非常通報装置等の遠方監視設備を本施設専用で設けること。	適・否				
137		7) 接地工事	44	本施設で設置する設備について、本施設専用で各種必要な接地工事を行うこと。またインバータ機器を設置する場合は、インバータ単独接地を行うこと。	適・否				
138		1) 事前調査・造成	①	45	既往の地質調査資料は、「別紙3 土質条件」に示すとおりである。これを参考に、本事業に必要な地質調査を行うこと。	適・否			
139				45	既往測量資料は、「別紙13 測量結果」に示すとおりである。これを参考に、本事業に必要な測量調査を行うこと。	適・否			
140	③			45	掘削と盛土を問わず3,000m ² 以上の土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに土壤汚染対策法第4条に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出を県が関係当局へ提出する必要があるため、提出書類を作成し県へ提出すること。県と協議し、関係当局からの許可が下りたら、事業者にて土壤汚染状況調査を実施すること。	適・否			
141	④			45	盛土材については、事業者自ら調達すること。県は、契約後、周辺の公共事業から発生する見込みの建設発生土(土量、時期の見込み)について情報提供し、事業者は、それらの情報を踏まえてこれを積極的に活用するよう努めること。	適・否			

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
142	4-4 施設に関する要求水準	(4) 土木・建築に関する要求水準	2) 場内整備	①	45	本施設の維持管理・運営に際して必要となる場内整備(汚水排水、雨水排水、場内舗装等)を実施すること。なお、石越浄化センターの既存設備との接続部、道路又は場内への搬出入部については、本事業で利用する範囲においては、事業用地外であっても整備・管理の対象となる。	適・否		
143				②	45	本施設は柵や塀等を設置することで、外観的に明確に区分すること。	適・否		
144				④	45	場内道路の構成は、既設にあわせ、アスファルトやコンクリート舗装等を施すことにより飛散を防止すること。	適・否		
145				⑤	45	生活排水及びプラント排水は、返流水槽に適切に排水することとし、場外へ直接排出させないこと。	適・否		
146				⑥	45	雨水排水は、排水能力・排水先を確認の上、事業用地周辺の既設排水側溝に接続、又は事業者にて新たに流末を整備すること。	適・否		
147				⑦	45	本施設から発生する汚水排水は、汚泥処理棟の返流水槽へ排水するため、「別紙11 責任分界点」に示す汚水排水先に、県及び浄化センター維持管理者との協議を踏まえて適切に接続すること。	適・否		
148				⑧	45	雨水排水は、雨水を石越浄化センターの場外へ排水するため、「別紙11 責任分界点」に示す雨水排水接続先に、県及び浄化センター維持管理者との協議を踏まえて適切に接続すること。	適・否		
149				3) 建築計画	①	46	建物の外観及び意匠については、周辺環境との調和に配慮したものとすること。	適・否	
150			②		46	建築物の設計・工事においては、機械設備及び電気設備の設置に対し、構造耐力上の安全を確保すること。また、維持管理動線を確保すること。	適・否		
151			③		46	建築基準法による防火区画については、機械設備、電気設備と十分に調整を行い、防火区画を計画する。	適・否		
152			④		46	本施設の維持管理・運営等を行う管理棟については、最低でも1人常駐できる居室スペースを確保することとし、室内環境に十分配慮した設計を行い、必要に応じて建築設備(換気、空調、給排水衛生設備、トイレ、照明等)及び消防設備を設けること。	適・否		
153			⑤		46	本事業用地内に電気室を配置し、本施設の運転に必要な、電気設備を設置できるスペースを確保すること。	適・否		
154			⑥		46	工事に使用する資材に、アスベスト含有建材を使用しないこと。	適・否		
155			4) 構造計画		①	46	建築物は、建築基準法の規定に加えて「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠すること。	適・否	
156				②	46	耐震性能の確認に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠し、設計を行うこと。また、土木構造物及び複合構造物の土木構造物の耐震性能は、想定地震動レベルとして「レベル1地震動」及び「レベル2地震動」とすること。建築構造物及び複合構造物の建築構造物の耐震性能は、想定地震動レベルとして、「中地震動」及び「大地震動」とすること。	適・否		
157				③	46	構造形の分類については、国土交通省の通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について(平成13年国都下事発第119号)」に従い、水槽構造物、地中線状構造物、版状構造物、複合構造物、建築構造物による分類を原則とする。ただし、構造形の分類として地下部土木構造物と地上部建築構造物の区分について、建築主事協議を行うこと。	適・否		
158				④	46	基礎形式については、「別紙3 土質条件」に示す地質調査結果を踏まえ、上記の耐震性能を満足する形式とすること。	適・否		
159				⑤	46	建築物の耐震設計に当たっては、建築基準法の規定、及び「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」に準拠するものとし、また想定される大規模な地震に対しては「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説/(社)公共建築協会」に準拠し、モデル化補正係数(α_m を考慮)を採用して地震力の割増しを行い、また、耐震安全性の目標をⅡ類に定義し、重要度係数($I=1.25$)を考慮すること。	適・否		
160				⑥	46	積雪荷重については、「建築基準法施行細則」に準拠し、積雪に対する構造安全性を確保すること。	適・否		
161	4-5 試運転				5) 建築設備	47	必要となる建設機械設備、建築電気設備を事業者にて設けること。設計条件は、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-(日本下水道協会)」及び「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課監修)」に準拠すること。	適・否	
162					48	本施設が必要な仕様を満足し正常に稼働することを確認すること。	適・否		
163					48	各工種の据付工事完了後、県への引渡し前に実施すること。	適・否		
164					48	試運転は、事業者が県とあらかじめ協議の上、県の承認を受けた試運転実施要領書に基づき、事業者の費用負担により行うこと。	適・否		

4 設計・工事に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
165	4-5 試運転			48	試運転の確認は、必要に応じて県に立会による確認を求めると。	適・否		
166				48	試運転の実施において、本施設に故障及び不具合等が発生した場合、または修繕が必要な箇所が発見された場合などは、その原因及び改善内容を県に報告すること。	適・否		
167				48	試運転に必要な脱水汚泥及び二次処理水は、必要な範囲で県が無償で提供するが、上水、電力については事業者が確保すること。	適・否		
168				48	試運転期間中においても、環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。	適・否		
169				48	試運転により排出された肥料化物は、事業者の責任において適正に利用もしくは処分を行うこと。	適・否		
170				48	事業者は、試運転期間中の運転記録を作成し、県へ試運転報告書として提出すること。	適・否		
171		4-6 性能試験			48	本施設が本要求水準書に記載の施設性能や品質等を達成できることを確認すること。	適・否	
172				48	各工種の据付工事完了後、県への引渡し前に実施すること。	適・否		
173				48	性能試験は、事業者が県とあらかじめ協議の上、県の承認を受けた性能試験実施要領書に基づき、事業者の費用負担により行うこと。	適・否		
174				48	性能試験の確認は、必要に応じて県に現地立会による確認を求めると。	適・否		
175				48	性能試験期間中において、本施設に故障及び不具合等が発生した場合、または修繕が必要な箇所が発見された場合などは、その原因及び改善内容を県に報告すること。	適・否		
176				48	性能試験に必要な脱水汚泥及び二次処理水は、必要な範囲で県が無償で提供するが、上水、電力については事業者が確保すること。	適・否		
177				48	性能試験期間中においても、環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。	適・否		
178				48	事業者は、通常行う品質管理及び各種規制に関する内容を証明するために必要な計測、分析を行うこと。	適・否		
179				48	事業者は、性能試験方法(分析方法、測定方法、試験方法)については、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法等がない場合は、最も適切な方法を県の確認を受けてから実施すること。	適・否		
180				48	事業者は、性能試験の一環として、非常停電、機器故障等、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機器の安全性を確認すること。	適・否		
181				48	性能試験期間中に排出された肥料化物は、事業者の責任において適正に利用もしくは処分を行うこと。	適・否		
182				49	事業者は、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を県に提出すること。	適・否		
183	4-8 引渡し			49	事業者は、工事完成後、契約書に規定する完成検査を受け、検査に合格した時点で県へ引渡しを行うこと。	適・否		
184	4-9 性能保証	(1) 責任施工		49	本施設の処理能力及び性能は全て事業者の責任により発揮しなければならない。 また、事業者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、県の指示に従い、事業者の負担で施工すること。	適・否		
185		(2) 性能保証事項		50	要求水準書に記載された性能要件を全て満たしていること。	適・否		
186	4-10 契約不適合責任			49	設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障は、事業者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行うこと。	適・否		

5 維持管理・運営に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要	
187	5-1 基本的な要件	(1) 運転業務		51	本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務は、周辺環境に対して十分に配慮すること。	適・否			
188				51	事業者は、本施設の機能を維持して安定的な処理を行うため、定期点検整備、部品調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務を行うこと。	適・否			
189				51	トラブル発生時に適切な対応が行えるよう、各種マニュアルを整備すること。なお、トラブルが発生した際は、遅滞なく県に報告するとともに、また、原因究明を行い、再発防止策について県と協議し、必要な措置を速やかに講ずること。	適・否			
190		(2) 人員等		51	事業者は、維持管理・運営業務を適切に行うために必要な資格の有資格者を確保し、本施設の維持管理・運営業務に当たらなければならないこと。	適・否			
191				51	運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門、流通部門、販売部門等、適切な組織構成を計画し、代表として総括責任者を置き、適切な維持管理・運営業務を行うとともに、県へ業務分掌を提出し、確認を受けること。	適・否			
192				51	事業者は、必要に応じて、浄化センター維持管理者と各種マニュアルを共有し、十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行うこと。	適・否			
193		(3) 保守点検		51	事業者は、各種設備機器（機械設備、電気設備、建築付帯設備）について、各設備機器が有している機能を正常に発揮するように以下の業務を行うこと。 ア. 日常点検業務 イ. 定期点検業務 ウ. 精密点検業務 エ. 法定点検業務	適・否			
194			(4) 電気設備保守点検	51	事業者は、電気主任技術者を選任し、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき日常巡視点検、定期巡視点検、年次点検、精密点検等を実施すること。	適・否			
195		(5) 保安全管理	52	事業者は、事業用地範囲において、衛生的な作業環境を確保するため、本施設内を清潔に保つこと。また、火災が発生しないよう適切な保安全管理体制を定めるとともに必要な消火施設等を有すること。	適・否				
196		(6) 物品等の調達・管理	52	事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ支障なく使用できるよう適切に管理すること。	適・否				
197		5-2 肥料利用	(1) 肥料の流通・販売		52	事業者は、本事業の目的を鑑み、製造した肥料が農業用肥料に全量利用されることを基本に、流通・販売すること。但し、やむを得ない事情により、農業用肥料以外に肥料利用する事態が生じた場合、肥料利用計画の変更について県と協議すること。なお、この場合であっても、全量資源化を原則とする。	適・否		
198					52	事業者は、農業者の肥料に係る負担軽減や、地域内経済循環の観点から、可能な限り安価で、かつ、県内で流通・販売されるよう努めること。	適・否		
199	(2) 計画の作成・報告			52	肥料の流通・販売に当たって、肥料の品質管理計画、利用先・数量・利用方法に関する肥料利用計画、製品販売計画を定め、県の確認を受けること。	適・否			
200				52	事業者は、事業計画の履行状況として、報告書を取りまとめて、年報としてまとめて、県に報告すること。	適・否			
201	(3) 肥料の利用促進に向けた活動		52	事業者は、肥料の流通・販売に当たり、肥料の安全性、効果、におい、形態など、肥料の性状や特徴を広く周知し、利用促進活動を適切に行うこと。また、肥料購入者から肥料の施肥等に関する問い合わせがあった場合、それに対する指導、助言に協力すること。	適・否				
202	5-3 計画書及び報告書の作成	(1) 全体事業計画書及び年度事業計画書		53	事業者は、全体事業計画書及び初年度の年度事業計画書の暫定版を、維持管理契約における初年度の履行開始の3か月前に提出し、県の確認を受けた完成版を1か月前までに提出すること。	適・否			
203				53	次年度以降の年度事業計画書の作成に当たっては、県と協議を行った上で次年度の運営が始まる1か月前までに完成させ、県の確認を受けること。	適・否			
204				53	全体事業計画書及び年度事業計画書の内容は原則として表5-1のとおりとすること。	適・否			
205				53	運営体制については、緊急時の連絡体制を含むものとし、周辺地域や周辺施設との連絡方法等は県と協議すること。	適・否			
206				53	修繕・点検計画は、短期、中期、長期に分けて具体的に記載すること。また、記載内容としては、修繕対象物及び修繕内容、修繕期間中の仮設対策及び安全対策並びに運営方法等について記載すること。	適・否			

5 維持管理・運営に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
207	5-3 計画書及び報告書の作成	(1) 全体事業計画書及び年度事業計画書		53	維持管理・運営においては、経過年数に応じて、報告項目や監視項目の追加が考えられる。この点を鑑み、年度事業計画書に記載する事項については、維持管理・運営期間を通して、県の要求に応じ、項目追加等の対応を行うこと。	適・否		
208		(2) 報告書の作成		54	事業者は、年度事業計画の履行状況について、項目ごとに報告書を作成し、以下の期日までに県に提出すること。但し、最終年度における最後の報告は、当該年度内に提出すること。 ・日報：提出不要(事業者にて整理し、保管すること。) ・月報：当該月の25日(ただし、提出期限が行政機関の休日当たるときは、3月度の月報を除き、その休日の翌日をもって期限とみなす) ・年報：当該年度終了後1か月以内(ただし、履行期間の最終年度については、履行期間の終了日を提出期限とする)	適・否		
209				54	報告書記載内容は表 5-2の記載内容を基本とするが、県と協議の上で決定すること。なお、報告書に添付しない日常点検記録や運転マニュアルに定める記録等の各種書類についても、県が閲覧できるよう整理し、保管すること。	適・否		
210	5-4 修繕工事・改築更新工事等	(1) 修繕工事		56	本施設の良好な運転等を確保するために、機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物並びに建築付帯設備を対象として、以下の業務を行うこと。 ア 定期修繕 イ 突発的故障修繕 ウ その他必要な業務	適・否		
211				56	機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物並びに建築付帯設備の運転維持管理計画及び修繕・点検計画に示したとおりの内容を確実に実施すること。	適・否		
212				56	本事業用地において、盛土部(法肩、法尻)の前れの補修、場内道路の補修等、維持管理・運営上、安全性、機能性等の確保に必要な修繕・補修は、適宜、事業者の費用負担で実施すること。なお、右越浄化センターの既存設備との接続部、道路又は場内への搬出入部については、事業用地外であっても対象となる。	適・否		
213		(2) 改築更新工事		56	事業者は、「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン」に基づき、運営期間内における「改築更新計画書」を作成し、県が定めるストックマネジメント計画に組み込まれるよう運営開始までに県と協議し内容の承認を得ること。なお、改築更新工事は、令和4年4月1日付け国水下水道第67号「下水道施設の改築について」別表(「別表10 標準耐用年数表」)に定める施設が対象であり、これに該当しないものは修繕工事として事業者が実施しなければならない。また、事業者は、施設の適切な維持修繕に努め、標準耐用年数以上の期間において、適切に改築更新となる計画を立案すること。	適・否		
214	5-5 脱水汚泥の受入れ	(1) 汚泥搬入計画		58	事業者は、「別紙5 年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量を全量受け入れることを基本に、毎年度の汚泥搬入計画を提案すること。	適・否		
215	5-6 その他運営に係る要件	(1) 情報連絡調整会議		59	本施設の維持管理・運営に当たり、浄化センター維持管理者との情報共有を目的として、情報連絡調整会議を開催すること。開催時期・回数は、運営開始初年度は年2回(4月と10月)、次年度以降は、年1回(4月)開催すること。また、本会議にて必要となる連絡及び資料等の準備は全て事業者が行うこと。	適・否		
216		(2) 収支状況に関する情報		59	事業者は、本事業の運営に係る収支状況実績(年度毎)について、県に報告すること。	適・否		
217		(3) 地元住民等からの問合せ		59	地元住民等からの問合せ等に対しての一次的な対応は事業者が行い、内容を遅滞なく県に報告すること。	適・否		
218		(4) 警備業務		59	不法侵入者の事業用地内への侵入対策を講じること。	適・否		
219				59	不法侵入があった場合は、運営マニュアルに沿った対応を行うとともに、県に遅滞なく連絡すること。	適・否		
220		(5) 防災及び減災		59	地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報、防災及び減災マニュアルに基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させる等の措置を講じること。	適・否		
221				59	重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。	適・否		
222				59	非常時においては、運営マニュアルに基づき、県へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。	適・否		
223				59	地震、風水害、その他の災害時の稼働不備により本施設の公共性を損なわないように災害時の体制を確保すること。また、この点についても防災及び減災マニュアルに詳細な対応方法について項目毎に定めること。なお、感染症等による県外移動制限等により維持管理に支障が出ることがないよう配慮すること。	適・否		

5 維持管理・運営に関する要求水準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
224	5-6 その他運営に係る要件	(6) 情報発信		60	事業者は、以下の項目についてホームページ等で公表すること。なお、情報発信のためのホームページ等を新たに作成する場合、デザインや仕様について県と協議すること。 ① 工事の予定、進捗状況 ② 汚泥の投入量 ③ 肥料製造量、販売量 ④ 肥料の重金属含有量(亜鉛、銅含む) ⑤ 肥料の品質(肥料成分含有量、完熟度等) ⑥ 肥料の販売価格、販売場所 ⑦ 騒音、臭気、汚水排水の測定結果 ⑧ エネルギー・資料量、温室効果ガスの排出量 ⑨ その他県が必要と判断したもの	適・否		
225	5-6 その他運営に係る要件	(7) 見学者対応		60	事業者は、本事業の目的と意義を広く周知させることを目的として、見学者に対する説明用資料として、下記のパンフレット及び映像ソフト等を作成し、県に提出するとともに、ホームページ等で公表すること。なお、パンフレット、展示資料、映像ソフト等については、将来、その内容が時代の変化に適合しなくなってきた場合は、必要に応じて(運営期間中1~2回程度)更新等の対応を行うこと。 ①見学者説明用パンフレット ア.形式 カラー印刷 イ.数量 施設説明用(一般用)A4:500部 施設説明用(子供用)A4:500部 それぞれ、電子データ版も提出すること。 ②本施設説明用の動画 汚泥肥料化の実態、本施設の説明等を盛り込んで30分程度にまとめたもの。 ③工事期間中の記録動画 工事の進捗が把握できるよう、10分程度にまとめたもの。	適・否		
226		(8) 保険への加入		61	事業者は、本施設の建物等について保険に加入すること。	適・否		
227				61	事業者は、本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。	適・否		
228				61	保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に県の確認を得ること。	適・否		
229		(9) 地元住民への対応		61	事業者は、周辺住民からの苦情が発生した場合の対応を行うこと。そのほか、住民説明会等(事業者決定時、設計完了時、工事着手時、工事中間時、運営開始前、運営開始後)を行うこととしており、詳細については、県と協議すること。	適・否		
230		(10) 運営に係る県内企業の活用		61	事業者は、本施設の運営に際して、可能な限り県内企業からの資料調達及び県内企業への業務委託の発注を行うほか、新たな地元雇用に努めること。	適・否		
231	5-7 事業期間終了時の対応	(1) 事業終了時の措置		62	事業者は、事業期間中、維持管理・運営、肥料売買を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本施設の機能を満たしている状態に保持すること。なお、本施設の事業期間終了後の取り扱いについては、事業期間終了5年前より県との協議に応じること。	適・否		
232		(2) 引継ぎ及び技術指導		62	県又は県の指定する第三者への業務の引継ぎは、本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように文書(各種マニュアル、維持管理・運営に関する情報、その他関連資料)による引継ぎを行うこと。 また、県又は県の指定する第三者に必要な技術指導を行うこと。	適・否		
233		(3) 事業終了時の施設機能		62	事業期間終了時もしくは契約解除等により契約を終了するときは、契約終了日の1年前の応当日から、契約終了日の180日前までの間に、事業者は、県の立会いのもと、次の施設機能の確認を行い、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を県に提出しなければならない。	適・否		

6 監視強化基準と停止基準

No.	区分	種別	細目	頁	性能要件	適否	参照箇所	代替案の概要
234	6-2 予防基準			63	事業者は、本要求水準書に示す水準を確実に達成するための予防策として、監視強化基準値より厳しい任意の予防基準値を設定し、自主的に管理すること。なお、仮に予防基準を超過した場合であっても、性能未達とは判定せず、監視強化や施設停止等の対応は生じない。	適・否		
235	6-3 要是正基準			63	要是正基準とは、本要求水準書又は技術資料における提案値に定めるすべての基準(書類の未提出等を含む。)を指す。ただし、「6-1 対象項目」の①～④に示す停止基準対象項目を除く。当該基準を超過し、要是正状態となった場合は、「6-5-監視強化後の対応」に準じて、速やかに改善しなければならない。	適・否		
236	6-4 監視強化基準と 停止基準			64	事業者は、項目毎に原則、年4回以上(四半期毎に1回以上)の測定、分析、計測等を実施し、基準を超過した場合は、速やかに県に報告しなければならない。	適・否		
237	6-7 基準未達時の対 応について			66	事業者は、維持管理契約書及び本要求水準書等に定める内容に基づき、基準未達時(監視強化基準、要是正基準、停止基準を満たさない場合を指す。)は、改善に向けて適切に対応する必要がある。表 6-2基準未達成時の対応早見表及び図 6-1基準未達成時等の対応フロー(参考図)を参考に、基準未達成時の内容を十分に把握すること。	適・否		